

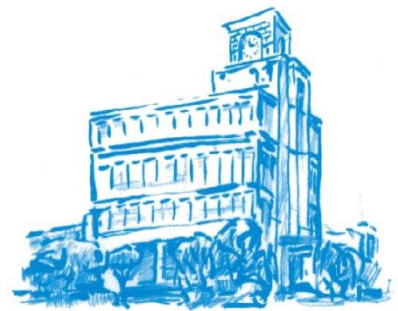


令和5年6月号(No247)

## 「対話」に基づく受講奨励を

伊丹市立総合教育センター  
所長 山下 拓志郎

令和4年6月21日に、「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律」が施行され、「新たな教師の学びの姿」を構築することが求められました。これに伴い、令和4年12月19日には、『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」が答申され、今後の教師に求められる資質能力が示されました。



このような流れを受け、本市でも4月から、兵庫県教育委員会の教職員研修管理システムを活用した研修履歴の作成がスタートしております。開始間もないこともあり、研修履歴の作成に目が向いていますが、履歴を作成することはあくまでも手段であり、目的ではありません。では、目的は何か。大きくは、「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現にあります。ポイントは、教師と学校管理職等との積極的な「対話」です。対話の中で、教師が自らの研修ニーズと、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割などを捉え、必要な学びを主体的に行っていくことです。すべての教員と管理職の間で丁寧な対話を行うことは容易なことではありませんが、これらを可能とするツールの一つがICTです。ICTと対話、デジタルとアナログをうまく組み合わせ、目的をもった受講奨励を実現することが一人ひとりの教師の資質向上につながります。

教育基本法には、「教員は絶えず研究と修養に励む」と明記されていますが、学び続けるためにはモチベーションの維持が必要です。私は、教員としての学びは、全て子どもたちに還元され、無駄になる学びは一切ない、と考えることでモチベーションの維持に努めています。子どもたちを幸せにするためなら力が湧いてきます。

# 『令和の日本型学校教育』を担う教師の研修の在り方

## 『令和の日本型学校教育』の目指すもの

価値観の多様性を尊重

自らのよさや可能性を認識し、多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重する姿勢を育む

I C T の活用

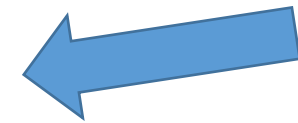
I C T 環境や先端技術等を積極的に活用し、情報収集や情報発信、コミュニケーション能力の向上を図る

主体的・対話的で深い学びの実現

思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育む

教師と学校管理職等の積極的な『対話』による『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現

## 新たな教師の学びの姿



### 1. 学び続ける姿勢

社会や教育の変化に対応できるよう常に最新の知識や技能を学び続ける。

### 2. 現状を直視し目標を持つ姿勢

自らの「将来の姿」を具体的な目標として設定し「現在の姿」を自覚し、体系的・計画的に学ぶ。

### 3. 個別最適な学びの姿勢

一人ひとりの教師が自らの専門性や経験を活かしながら個性や強みに応じた学習を進める。

### 4. 協働的な学びの姿勢

他者との対話や振り返りなどを通じて、教師としてふさわしい資質・能力を広く身に付ける。

## 実現に向けて

### 1. 読書や探究活動等による

#### 自己研鑽

変化を前向きに受け止め、探究心を持ち、自律的に学ぶ。

### 2. 教師同士での授業研究

自らの授業や教材開発などに対するフィードバックやアドバイスを受け取り、改善に活かす。

### 3. 学校内外での研修会や教育実践

#### 報告会、勉強会への参加

新しい学習指導要領や教育課題に対応できる知識や技能を高める。

### 4. 学校間や地域間での交流や連携

他校や他地域の教育実践や取組事例などを参考にし、また教育実践や取組事例などを発信する。

## 研修管理システムの活用

- ・自らの研修ニーズと、自分の弱み、今後のばすべき力や学校で果たすべき役割を明確にし、主体的な教師の学びの姿の実現。
- ・学校管理職等が研修履歴を活用し、一人ひとりに応じた受講奨励や指導助言等を行うことによる教師の資質向上。

# 教職員研修管理システム

教職員が自らの学びを振り返り、対話に基づく受講奨励を行うための資料として活用することにより、主体的・効果的な資質向上を目指します。

## 1. システムでできること

- ①研修講座の受講申込      システムからニーズにあった講座の受講申込
- ②受講決定の確認          申込後の状況の確認
- ③実施要項等の確認        実施要項・日程表・事前課題の確認
- ④欠席、遅刻、早退の入力   管理職によるシステムへの入力
- ⑤修了認定の確認及び記録
- ⑥市町組合教育委員会が主催する研修の登録

## 2. 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するQ & A

Q1 どのような校内研修が記録の対象となるのか。      (県のQ & Aより一部抜粋)

A1 研修には資質向上を目的に行われるものと、情報提供や説明会に留まるものが想定されるが、後者は記録の対象とはしていない。また、校内研修は時期・頻度・方法等を含め、多様なスタイルで行われることが想定されるため、研修履歴の記録の範囲を「国・県・市町組合による研究委託（指定）に関わる校内研修」としている。

Q2 記録の範囲を「学校管理職が必要と認めるもの」とすると、学校や教職員ごとに研修履歴の記録に差が出るのではないか。

A2 校種、経験年数、学校の特色等によって、教職員が高めていきたい資質や求められる資質は必ずしも一致しないことから、記録の範囲に差が出ることは問題ない。

Q3 年間を通じて複数回行われる研修等は毎回記録するのか。

A3 最後の研修等が終了した時点で1回のみ記録し、「期日」を「通年」とすればよい。

Q4 毎年何かの研修を受けなくてはいけないのか。

A4 研修履歴の記録の目的は、教職員が自らの学びを振り返ったり、学校管理職が研修の奨励を含む指導助言を行ったりすることで、教職員が主体的・効果的に資質向上を図ることであるため、ノルマ等は設定していない。

Q5 「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン（令和4年8月）」には、「入職から現在までの研修履歴を蓄積し、それを振り返ることができるようにすることは有効である」とあるが、どう対応すればよいか。

A5 令和5年4月以降は実施要項に従い、研修履歴を蓄積していくこととなるが、それ以前の研修履歴については、教職員個人で可能な範囲で記録してもらえばよい。（記録を強制するものではない。）

発行 伊丹市立総合教育センター  
所在地 〒664-0898 伊丹市千僧1丁目1番  
TEL 072-780-2480  
FAX 072-780-2482  
開館日 月・火・木・金 : 9:00~21:00  
水・土 : 9:00~17:00  
休館日 日曜・祝日、年末・年始  
総合教育センターHP <https://www.itami.ed.jp/>

<教育相談>  
電話 072-772-6171 (電話相談)  
072-780-2484 (来所相談)  
お子様に関する様々な悩みや課題、  
問題等の相談に応じています。  
(来所・電話相談)  
月・火・木・金 : 9:00~18:00  
水・土 : 9:00~17:00

## 令和5年度連載（ICT活用事例集）

### 第3回 中学2年生国語 単元「詩を深く読む」

#### ねらい

詩を深く読みこむために、文章横にメモしたり、情景をネットで検索したりできる。他の生徒の考えも、その場で共有できる。

#### 活用効果

繰返し課題の詩を読み込んで、キーワードとなる語句をマーキングして注釈を記載することで、新しい発見を生んでいく。時にはインターネットで検索したり、他の生徒の考えを参考にしたりして、より深い洞察力を高めていた。

教員はICTツールに頼るだけでなく、身振り手振りにより創造力を引出していた。

